

## 日本読書学会編集委員会規程

第1条 本委員会は、本会会則第4条(6)の事業の遂行のために設置される。

(目的)

第2条 本委員会は、本会第3条に示される目的に則り、機関誌『読書科学(The Science of Reading)』の編集および発行に関する事務を行う。

(委員の構成)

第3条 本委員会は、以下の委員によって構成される

- 1 編集委員長
- 2 副編集委員長
- 3 常任編集委員
- 4 編集委員

(委員会の組織)

第4条 委員の選出は、以下の通り行うものとする。

- 1 委員長および副委員長は、理事のうちから会長が推薦し、常任理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2 常任編集委員は、本会常任理事がこれを担当する。
- 3 編集委員は、本会理事および会長によって指名されたものによってこれを組織する。
- 4 委員長、副委員長および常任編集委員は、常任編集委員会を構成する。

(任期)

第5条 編集委員の任期は3年とし、3年後の年度終了日までとする。ただし、再任は妨げない。

- 1 編集委員長の任期は3年とし、3年後の年度終了日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 副編集委員長の任期は3年とし、3年後の年度終了日までとする。ただし、再任は妨げない。

(欠員の補充)

第6条 編集委員に欠員が生じた場合には、その数に相当する会員を常任理事会が推薦し、会長が委嘱するものとする。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員外の査読者、編集者)

第7条 編集委員会は必要が生じたときに、編集委員以外の査読者および編集者を委嘱することができる。

(編集委員会の所管事項)

第 8 条 編集委員会は機関誌の刊行に係わる次の事項を審議し、その実務にあたる。

- 1 投稿論文、報告・資料等の投稿受付、査読審査に関すること。
- 2 投稿論文、報告・資料等の掲載の決定に関すること。
- 3 その他刊行に関すること。

(常任編集委員会の所管事項)

第 9 条 常任編集委員会は機関誌の刊行に係わる次の事項を審議し、その実務にあたる。

- 1 学会誌の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
- 2 編集規程、執筆規程等の制定、改廃に関すること。

(編集・執筆に関する規程)

第 10 条 編集に関する規程、及び論文執筆に関する要領は、別に定める。

(編集委員会の開催)

第 11 条 編集委員長は、会則第 4 条(1)に定める大会の開催に合わせて定例編集委員会を開き、編集方針その他について協議するものとする。また、必要に応じ随時編集会議を開くものとする。また編集委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を認めることができる。

(会計)

第 12 条 編集及び頒布に関する会計は本学会事務局において処理し、理事会及び総会の承認を求めるものとする。

(2025 年 9 月 21 日制定)